

広報

あしや

No.971

平成19年  
(2007年)

9月1日号

毎月1日・15日発行

Garden City Ashiya

発行/  
芦屋市役所(広報課)  
TEL.0797-31-2121 FAX.0797-38-2152  
〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号  
ホームページ  
http://www.city.ashiya.hyogo.jp/  
メールアドレス  
info@city.ashiya.hyogo.jp

庭園都市芦屋へ



臨港線(防潮堤線)沿いの「希望りんご」

震災復興のシンボル「希望りんご」(特殊暖地りんご種名)が、今年もたくさんの実をつけました。平成9年にロータリークラブから寄贈を受け、図書館の東南方面・臨港線沿いの植樹帯に植樹されて以来、呉川町町内会の皆さんが日常のお世話をされてきました。その53本の木々に初めての実がついたのは、平成11年の秋のこと。今年も、呉川町町内会の皆さんらによって、9月3日(月)の午後2時30分から「希望りんご収穫会」が行われます。収穫された希望りんごは、今年も施設の高齢のかたや保育所の子どもたちに届けられる予定です。



9月21日~30日  
秋の全国交通安全運動

問い合わせ 防災安全課 ☎38-2093

ますます高齢化社会が進んでいる中で、高齢者が交通事故に巻き込まれたり、運転中に事故に遭うといったことが多発しています。こうした情勢に的確に対処するため、「高齢者の交通事故防止」を運動の基本とし、次の重点項目を定めて推進します。

この運動を通して市民一人ひとりが交通安全意識の向上を図り、より一層の交通事故防止を心がけましょう。

- 特に、子どもと高齢者を中心として、夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止に努めましょう。
- 後部座席を含めて、シートベルトとチャイルドシートは、正しく着用しましょう。

新潟県中越沖地震被災地に職員を派遣

問い合わせ 防災安全課 ☎38-2093

市では、新潟県中越沖地震の被災地である柏崎市に先遣隊として2人の職員を派遣し、情報収集や復旧へのアドバイスを行いました。

また、被災建築物応急危険度判定のため、引き続き2人の職員を派遣しました。



条例では、喫煙禁止区域内での喫煙を禁止しています。禁止区域内で喫煙する場合には、必ず、前述の喫煙指定場所をお願いいたします。九月一日より、JR芦屋駅周辺の喫煙禁止区域内を市職員などがパトロールして、条例の違反者から二千百円の過料を徴収します。併せて、喫煙マナーの啓発を行います。



市では、六月一日から「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」(通称「市民マナー条例」)を施行し、関係する自治会等と協議して、JR芦屋駅周辺を喫煙禁止区域と指定しました。それに伴い、喫煙禁止区域内に喫煙指定場所(六カ所)を設けています。

なお、過料の徴収については、身分証明書を持った市職員が行います。市民マナー条例の趣旨をご理解いただき、皆さんのご協力をお願いします。\*禁止されている歩行喫煙とは、歩きながらたばこを吸うことはもちろん、火のついたたばこを所持することも含まれます。

花火禁止にご協力を

清潔で安全・快適な生活環境を守るため、市では、海岸・河川・公園などの公共の場所での夜間(午後九時から翌朝午前六時)花火を禁止しています。マナーを守り、清潔・安全・快適な街芦屋の実現にご協力ください。

【禁止する花火】

- ピンホイール・ヨーヨーなど 回転花火
- 金魚・花車など 走行花火
- 笛ロケット・流星など 飛翔花火
- 乱玉・パラシュートなど 打ち上げ花火
- スモーククラッカー・爆竹など 音花火

■JR芦屋駅周辺は「喫煙禁止区域」です  
9月1日から違反者に過料を徴収

問い合わせ 環境課 ☎2050